

鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務

モニタリング基本計画書

令和8年5月

鶴岡市下水道部下水道課

目 次

1 履行確認（モニタリング）	1
1. 1 モニタリング	1
1. 2 モニタリング実施計画書の作成	1
1. 3 モニタリングの実施体制	1
1. 4 モニタリング対象業務	2
1. 5 モニタリングの方法	2
1. 6 モニタリング実施計画書の変更	7
2 要求水準未達時の措置	8
2. 1 業務改善計画書の提出命令	8
2. 2 改善措置請求	8
2. 3 ペナルティ	8
2. 4 契約解除	9
3 モニタリング実施フロー	10
3. 1 定期モニタリング	10
3. 2 不定期モニタリング	14

1 履行確認（モニタリング）

1. 1 モニタリング

鶴岡市下水道管路施設等包括的維持管理業務（以下、「本業務」という。）におけるモニタリングとは、事業期間にわたり、受注者が提供するサービス水準が要求水準を充足しているか、契約の履行が適切に実施されているか等を鶴岡市（以下、「発注者」という。）が確認する行為である。

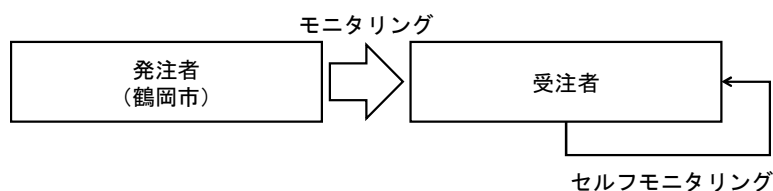
発注者は、受注者の実施する業務内容をモニタリングすることにより、必要に応じて業務改善計画書の提出を求めることができる。

1. 2 モニタリング実施計画書の作成

発注者は、本モニタリング基本計画書、受注者の業務提案及び全体業務計画書を踏まえ、モニタリング実施計画書を作成する。

1. 3 モニタリングの実施体制

本業務におけるモニタリングの体制は、受注者によるセルフモニタリングを含めて以下のとおりとする（図－1を参照）。



図－1 本業務におけるモニタリング体制

(1) 発注者によるモニタリング

発注者によるモニタリングは、モニタリング実施計画書に基づき、本業務の履行状況が要求水準を充足しているかの確認を、受注者からのセルフモニタリングの報告を踏まえて実施する。なお、発注者が必要と判断した場合は、現地の確認を行う場合がある。

発注者は、必要に応じて第三者によるモニタリング支援を受ける場合がある。

発注者によるモニタリングに要する費用は、発注者が負担する。

(2) 受注者によるセルフモニタリング

受注者によるセルフモニタリングは、受注者が作成した全体業務計画書におけるセルフモニタリング計画に基づき、本業務の履行状況が要求水準を充足しているかの確認を実施し、その結果を発注者に報告する。

受注者によるセルフモニタリングに要する費用は、受注者が負担する。

1. 4 モニタリング対象業務

モニタリングの対象業務は、本業務における全ての業務とする。

1. 5 モニタリングの方法

モニタリングは、定期モニタリング及び不定期モニタリングの二つの方法で実施する。

(1) 定期モニタリング

定期モニタリングは、書類の確認を基本作業として、節目となる時期に会議体で開催する。会議は対面又はオンラインとし、必要に応じて現地確認を行う。

定期モニタリングの種類及び実施時期は、表－1、表－2及び表－3に示すとおりとする。なお、定期モニタリングのうち、年度モニタリング、四半期モニタリング、年度末モニタリング及び最終モニタリングは会議体で実施する。

表－１ 定期モニタリングの種類

定期モニタリングの種類	会議体	主な議題
1) 年度モニタリング	○	①令和 9 年 4 月（業務開始時） <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体業務計画及び業務実施体制の確立状況の確認 ・ 令和 9 年度の年間業務計画の確認 ・ 令和 9 年 4 月の月間業務計画の確認 ②令和 10～18 年 4 月 <ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度の業務履行状況の確認 （要求水準の充足状況、年間及び月間業務計画の達成状況等） ・ 前年度の業務における課題及びその課題への対応方針 ・ 当該年度の年間業務計画の確認
2) 月次モニタリング		<ul style="list-style-type: none"> ・ 前月分の業務履行状況の確認 ・ 当月分の月間業務計画の確認 ・ 業務引継計画の確認（令和 19 年 3 月のみ）
3) 四半期モニタリング	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該四半期分の業務履行状況の確認 （要求水準の充足状況、年間及び月間業務計画の達成状況等） ・ 当該四半期末までの業務における課題及びその課題への対応方針
4) 年度末モニタリング	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年度末モニタリング実施時点までの業務履行状況の確認 （要求水準の充足状況、年間及び月間業務計画、業務指標目標値の達成状況等） ・ 年度末モニタリング実施時点までの業務における課題及びその課題への対応方針
5) 最終モニタリング	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終モニタリング実施時点までの業務履行状況の確認 （要求水準の充足状況、年間及び月間業務計画、業務指標目標値の達成状況等） ・ 本業務全体の最終評価 ・ 後任受注者に対する業務引継ぎ状況の確認（令和 19 年 3 月のみ）

(2) 不定期モニタリング

不定期モニタリングは、業務委託契約第30条に基づき、現地確認が必要な場合又は緊急時に随時実施する。

不定期モニタリングの種類は、以下に示すとおりとする。

ア 現地確認を伴うモニタリング

現地確認を伴うモニタリングは、発注者が必要と判断した場合に実施する。

現地確認を伴うモニタリングの実施日は、発注者及び受注者が協議のうえ、決定するものとし、定期モニタリングと合わせて実施することもできる。

イ 緊急モニタリング

緊急モニタリングは、発注者が緊急的に必要と判断した場合に実施する。

緊急モニタリングの実施日は、発注者から受注者に遅滞なく連絡するものとする。

(3) モニタリング開催予定日

令和9年度のモニタリング実施予定日は、表-4に示すとおりとする。令和10年度以降もこれに準じて実施を予定する。

表-4 令和9年度のモニタリング実施予定日

モニタリング種別		実施者	形態	実施予定日	
定期	年度(業務開始時)	発注者	会議体	令和9年4月●日(●)	
	四半期(第一四半期)			令和9年7月●日(●)	
	四半期(第二四半期)			令和9年10月●日(●)	
	四半期(第三四半期)			令和10年1月●日(●)	
	年度末			令和10年3月 (詳細は発注者及び受注者との協議とする)	
	月次			書類確認	令和9年5月●日(●)
					令和9年6月●日(●)
					令和9年7月●日(●)
					令和9年8月●日(●)
					令和9年9月●日(●)
					令和9年10月●日(●)
					令和9年11月●日(●)
					令和9年12月●日(●)
					令和10年1月●日(●)
令和10年2月●日(●)					
令和10年3月●日(●)					
定期/不定期	現地		現地確認	発注者及び受注者との協議	
不定期	緊急		会議体	発注者から連絡	

1. 6 モニタリング実施計画書の変更

モニタリング実施計画書は、以下の事由により変更する場合がある。

- ・ 本業務の内容が変更された場合
- ・ その他、発注者が必要と認めた場合

2 要求水準未達時の措置

2. 1 業務改善計画書の提出命令

モニタリング実施計画書に基づき実施したモニタリングの結果、受注者が業務委託契約及び要求水準を充足していないと判断される事象（以下、「契約内容未達」という。）を確認した場合、発注者は、業務委託契約第26条第1項に基づき、当該契約内容未達の内容を明示した上で、受注者に対して業務改善計画書の提出を命じるものとする。

受注者は、業務改善計画書の提出を命じられてから5日以内に業務改善計画書を作成し、発注者の確認を受け、当該計画に基づき、自らの費用負担及び責任において本業務を行わなければならない。

発注者は、業務委託契約第30条に基づき随時モニタリングを行い、業務改善計画書に基づく業務履行が行われているかを確認する。

2. 2 改善措置請求

発注者は、受注者が業務改善計画書の提出を命じられてから5日以内に業務改善計画書を提出しない場合、又は業務改善計画書により指摘された契約内容未達を是正することができないと認める場合、並びに業務改善計画書どおりに本業務が実施されていない場合は、業務委託契約第26条第2項に基づき、受注者に対して求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受注者に必要な措置を受注者の負担により行うことを請求する。

2. 3 ペナルティ

モニタリング実施計画書に基づき実施したモニタリングの結果、本業務の履行状況が要求水準を充足していないことが確認された場合、受注者と協議の上、以下に示すとおり契約金額の減額措置等を行う。

(1) 業務指標の目標値未達の場合

減額する業務委託料 = 統括管理業務の業務委託料 × (未達となった業務指標の数 × 5%)

(2) 業務実施状況が企画提案書等に沿って履行されていない場合

ア 工事成績評定

$$\text{減点値} = 8 \times (\alpha - \beta) / \alpha$$

α : 当初の評価点 (点)

β : 達成度合いに応じた評価点 ($\beta < \alpha$) (点)

算出された点数については、小数点以下第3位を四捨五入して小数第2位までとする。

イ 契約金額

$$C' = (100 + \beta) / (100 + \alpha) \times C$$

C' : 達成度合いに応じた契約金額 (円)

α : 当初の評価点 (点)

β : 達成度合いに応じた技術点 ($\beta < \alpha$) (点)

C : 当初 (変更がある場合には変更後) の契約金額 (円)

2. 4 契約解除

発注者は、受注者が改善措置請求に正当な理由なく従わない場合、業務委託契約第 5 3 条に基づき、受注者に対する通知により業務委託契約を解除することができる。

3 モニタリング実施フロー

3.1 定期モニタリング

(1) 月次モニタリング

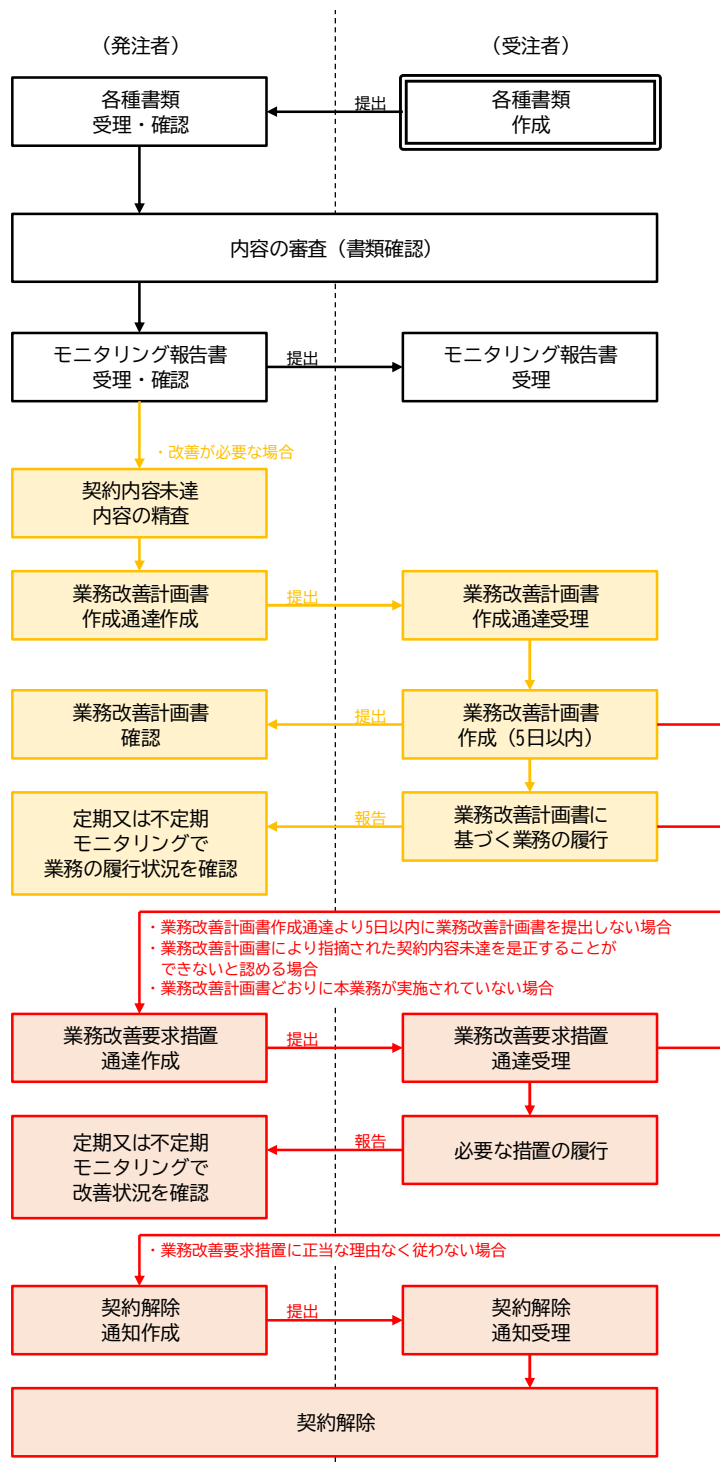


図-2 月次モニタリング実施フロー

(2) 年度、四半期モニタリング

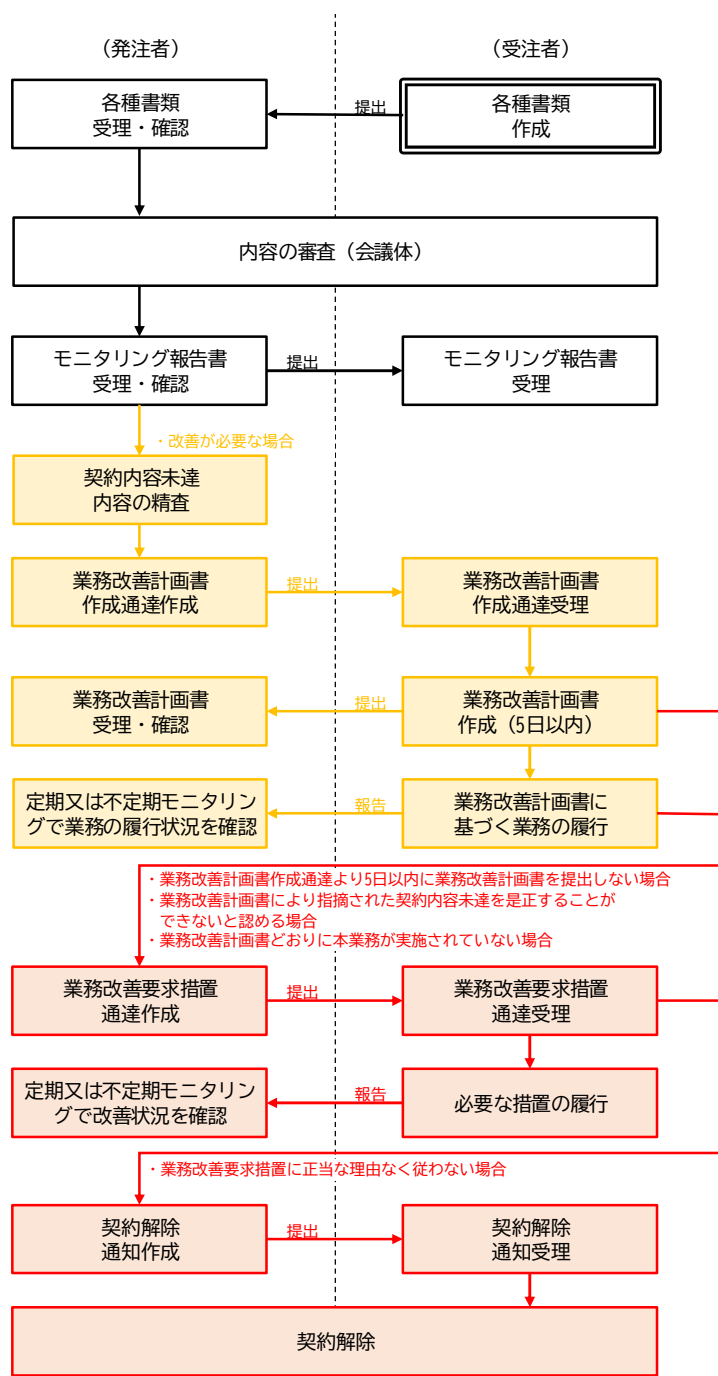


図-3 年度、四半期モニタリング実施フロー

(3) 年度末モニタリング

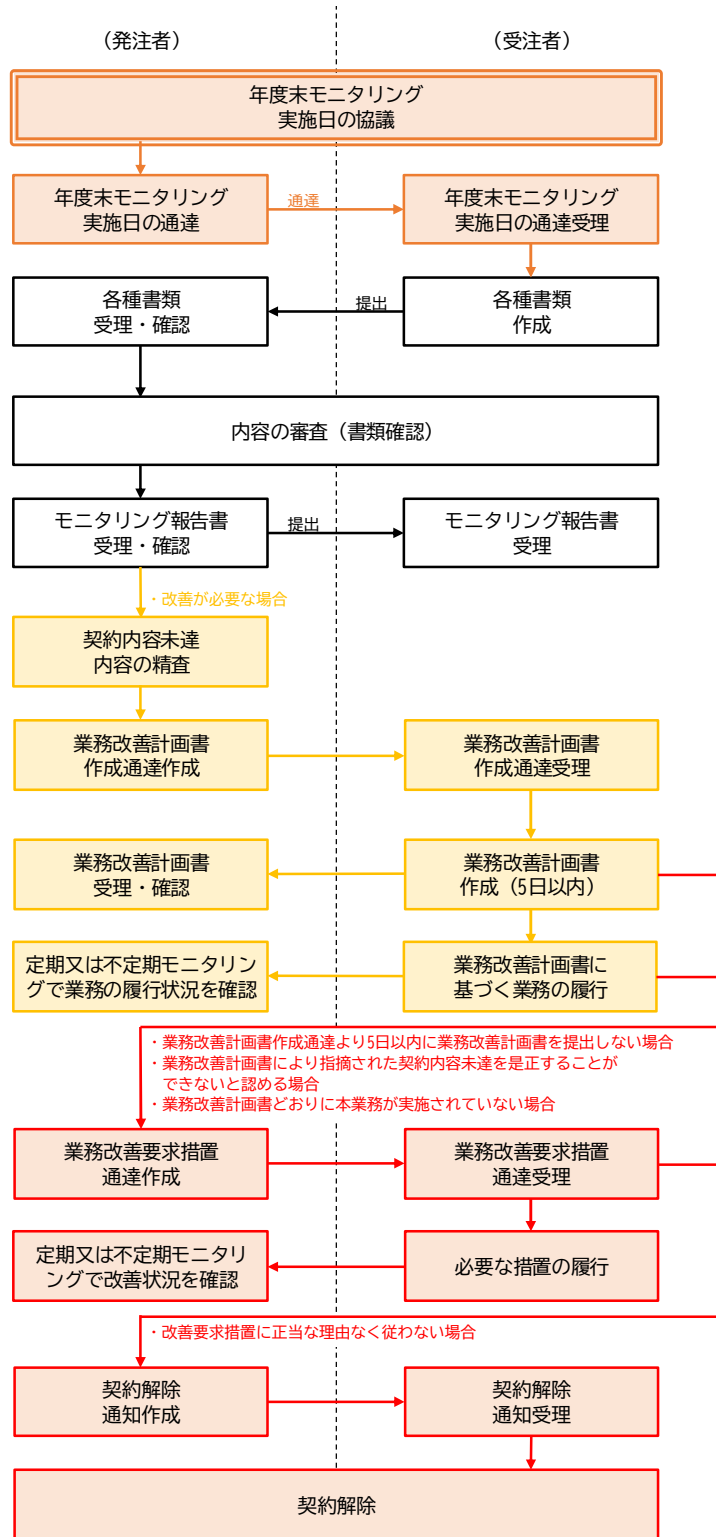
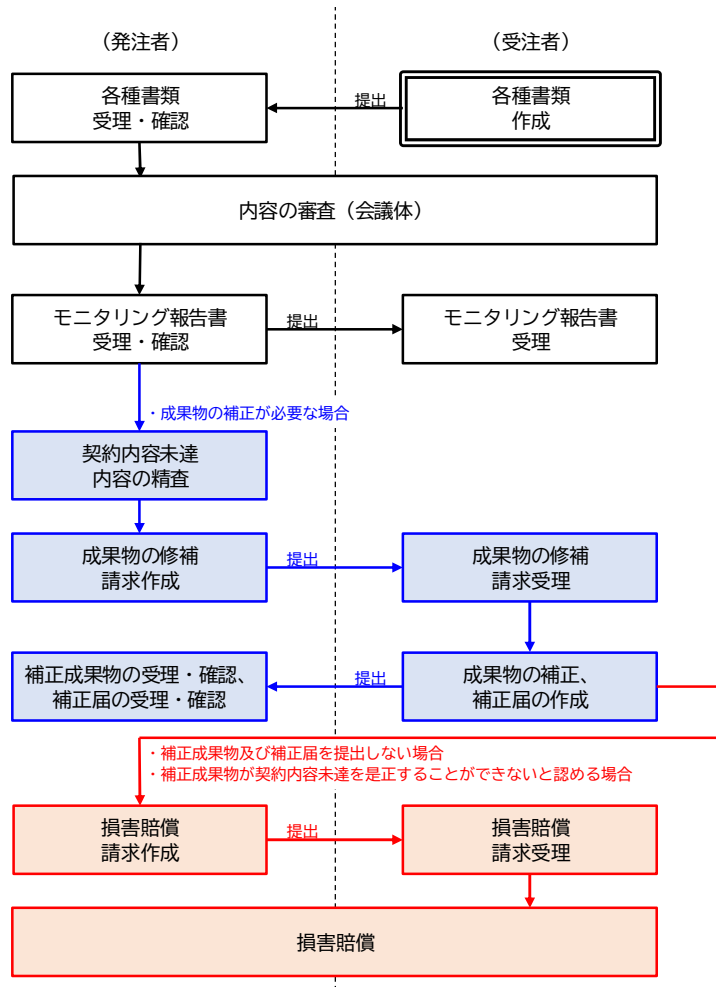


図-4 年度末モニタリング実施フロー

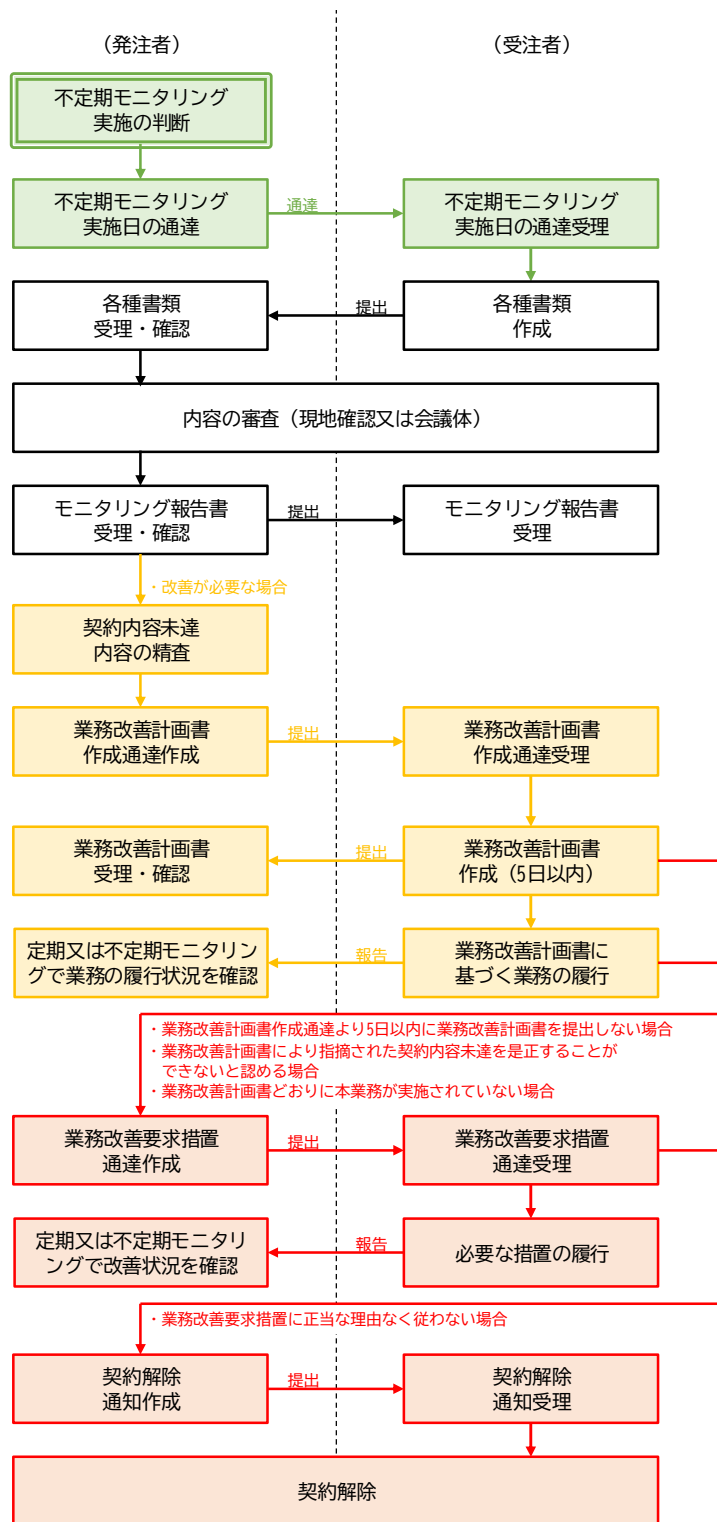
(4) 最終モニタリング



図－5 最終モニタリング実施フロー

3. 2 不定期モニタリング

(1) 現地確認を伴うモニタリング、緊急モニタリング



図－6 現地確認を伴うモニタリング、緊急モニタリング実施フロー